

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第28号

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

別表報酬の額（時間額）の欄を次のとおり改める。

報酬の額（時間額）
円
1,494
1,326
1,266
1,266
1,257
1,126
1,126
1,126
1,240
1,126
1,155
1,190
1,326
1,368
1,406

1, 4 0 6
1, 4 4 9
1, 4 9 4
1, 1 5 5
1, 1 9 0
1, 2 2 9
1, 5 6 4
1, 6 0 4
1, 6 4 3
1, 1 9 0
1, 2 2 9
1, 2 6 9
1, 1 2 6
1, 1 5 5
1, 1 9 0
1, 4 0 6
1, 4 4 9
1, 4 9 4
1, 5 7 1
1, 5 3 3
1, 5 7 1
1, 6 0 9
1, 5 4 7
1, 5 6 7
1, 5 8 5
1, 7 9 4
1, 8 2 1
1, 8 4 7
2, 2 1 2
2, 2 3 9

2, 2 5 9
1, 4 8 5
1, 5 2 4
1, 5 5 9
1, 5 8 8
1, 6 1 9
1, 6 5 2
1, 6 5 2
1, 6 8 3
1, 7 1 0
1, 7 1 0
1, 7 3 2
1, 7 6 4
1, 7 1 9
1, 7 4 1
1, 7 6 2
2, 9 1 8
2, 9 5 9
3, 0 0 0
1, 6 9 7
1, 7 1 9
1, 7 4 1
2, 8 7 5
2, 9 1 8
2, 9 5 9

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前

までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。